

訪問看護（介護保険） 料金一覧表 甲州訪問看護ステーション

※ 利用料は介護保険負担割合によります。 2026年6月1日

	サービス内容略称	基本算定項目	単位数 (1単位10円)	利用者負担金（円）			
				1割	2割	3割	
訪問看護費	訪問看護Ⅰ 1	20分未満	314	314	628	942	
	訪問看護Ⅰ 2	30分未満	471	471	942	1413	
	訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満	823	823	1646	2469	
	訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満	1128	1128	2256	3384	
	訪問看護Ⅰ 5	1回20分（1日1回または2回利用の場合）	294	294	588	882	
	訪問看護Ⅰ 5・2超	1回20分（1日3回以上利用の場合）	上記単位数の90%減算				
	早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）		所定単位数の25%加算				
	深夜（22：00～6：00）		所定単位数の50%加算				
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算				
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算				
指定訪問看護ステーション加算・減算	長時間訪問看護加算 ※1		300	300	600	900	
	複数名訪問看護加算（30分未満）看護師等		254	254	508	762	
	複数名訪問看護加算（30分以上）看護師等		402	402	804	1206	
	複数名訪問看護加算（30分未満）看護補助者		201	201	402	603	
	複数名訪問看護加算（30分以上）看護補助者		317	371	634	951	
	訪問看護訪問回数超過等減算 ※2		-8	-8	-16	-24	
	緊急時訪問看護加算Ⅰ（月1回）		600	600	1200	1800	
	緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）		574	574	1148	1722	
	特別管理加算Ⅰ（月1回）		500	500	1000	1500	
	特別管理加算Ⅱ（月1回）		250	250	500	750	
	初回加算Ⅰ		350	350	700	1050	
	初回加算Ⅱ		300	300	600	900	
	退院時共同指導加算		600	600	1200	1800	
	サービス提供体制加算Ⅰ		6	6	12	18	
	看護体制強化加算Ⅰ ※3		550	550	1100	1650	
	看護体制強化加算Ⅱ ※3		200	200	400	600	
	訪問看護ターミナルケア加算		2500	2500	5000	7500	
	看護・介護職員連携強化加算		250	250	500	750	
	訪問看護専門管理加算1（緩和ケア）		250	250	500	750	
	遠隔死亡診断補助加算		150	150	300	450	
	訪問看護口腔連携強化加算		50	50	100	150	
	定期巡回訪問（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）要介護1～4の者（月1回）		2961	2961	5922	8883	
	定期巡回訪問（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合）要介護5の者（月1回）		3761	3761	722	11283	
	訪問看護中山間地域等提供加算		所定単位数の6%加算				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の1.8%加算				
	交通費（通常の営業地域を越えて実施の場合）			1Km当たり33円（税込）			
	選定による自費時間延長料金（1時間30分を超える訪問時間）30分毎			4675円（税込）			
	看取り後の処置料			22000円（税込）			

※1 特別管理加算対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

※2 以下のいずれかに該当する場合（当事業者は非該当）

- 当該訪問看護事業所における前年度の理学・作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。
- 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

※3 看護体制強化加算Ⅰ及びⅡ：基準を満たしている場合いずれかの加算を算定